

## 建設機械の保有状況表

審査基準日:

通番	建設機械の種類	型式、型番 車台番号(ダンプ車)	種別又は規格	所有 又は リース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施日 又は有効期間満了日 (※)
1				所 り	～	
2				所 り	～	
3				所 り	～	
4				所 り	～	
5				所 り	～	
6				所 り	～	
7				所 り	～	
8				所 り	～	
9				所 り	～	
10				所 り	～	
11				所 り	～	
12				所 り	～	
13				所 り	～	
14				所 り	～	
15				所 り	～	

**(記入要領)**

- 1 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、高所作業車<sup>1</sup>、締固め用機械又は解体用機械のいずれかを記入すること。
  - 2 「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。
    - ①「ショベル系掘削機」(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)  
→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨(例:バックホウ)
    - ②「ブルドーザー」(自重が三トン以上のもの)→自重 (例:3.89t)
    - ③「トラクターショベル」(バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの)→バケット容量 (例:1.2m<sup>3</sup>)
    - ④「モーターグレーダー」(自重が五トン以上のもの)→自重 (例:10.0t)
    - ⑤「移動式クレーン」(つり上げ荷重が三トン以上のもの)→つり上げ荷重 (例:7.0t)
    - ⑥「ダンプ車」(土砂等の運搬が制限されている車両でないこと)  
→自動車検査証に記載されている車体の形状 (例:ダンプフルトレーラ)
    - ⑦「高所作業車」(作業床の高さが二メートル以上のもの)→作業床の高さ (例:2m)
    - ⑧「締固め用機械」(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー又はハンドガイドローラー)→(例:タイヤローラー)
    - ⑨「解体用機械」(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機)→(例:ブレーカ)
  - 3 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。
  - 4 所有台数が15台を超える場合は、枠の追加等を行うこと。
  - 5 「所有又はリース」欄は、該当するほうに○を記入すること。
- ※ 「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、「移動式クレーン」と「ダンプ車」は有効期間の満了日を記入すること。